年末調整・税の申告の準備はお早めに

年末調整の時期が近づいてきました。来年２月には所得税や住民税の申告受付も始まります。これらに必要な書類の中には、発行に時間がかかるものもありますので、準備は早めに済ませておきましょう。

［会社に勤めている方へ］※主な変更点

■所得税の基礎控除の引上げ

合計所得金額489万円以下の場合、104万円に引き上げられました。

合計所得金額489万円超2,350万円以下の場合、所得金額に応じて62万円～67万円に引き上げられました。合計所得金額2,350万円超の場合は変更ありません。

■給与所得控除の最低保障額の引き上げ

最低保障額が65万円から74万円に引き上げられました。給与等の収入金額が220万円以下の場合、収入金額に応じて給与所得控除額が74万円～74万3,999円になります。給与の収入金額が220万円超の場合は変更ありません。

■扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除の対象となる「扶養親族」、「同一生計配偶者」、「ひとり親の生計を一にする子」の所得要件が58万円以下から62万円以下（給与収入136万円以下）へ、勤労学生の所得要件が85万円以下から89万円以下（給与収入163万円以下）に引き上げられました。

※扶養につける方の所得を確認し変更があれば、勤務先に異動申告をしてください。

■年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

①新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合は計算式が変わります。

②旧生命保険料および上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額が４万円から６万円へ引き上げられました。

※一般生命保険料控除、介護保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、改正前と同様の12万円となります。

詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm）の「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください。

こちらからアクセスできます▶

▷16歳未満の扶養親族の「給与所得者の扶養控除申告書」への記載について

16歳未満の扶養親族がいる方については、「給与所得者の扶養控除申告書」の「住民税に関する事項」欄に扶養親族の氏名等を記入してください。住民税の計算上、記入漏れがあると税額が正しく計算されない場合がありますのでご留意ください。また、各種助成・手当等の算定にも利用することがあります。

▷同じ人を２人で扶養親族とすることはできません

子ども１人を両親のそれぞれが扶養につけるなど、重複することのないようご注意ください。

［控除証明書を準備しましょう］

以下の保険料控除を受ける場合は、証明書等を添付しなければなりません。お早めにご準備ください。

・生命保険料控除　・地震保険料控除
・小規模企業共済等掛金控除（個人型確定拠出年金含む）
・社会保険料控除（社会保険料、国民年金保険料、国民健康保険税等の領収書【※１】参照）

町の申告相談会場にて医療費控除の申告を予定されている方へ

医療費控除の適用を受けるには、医療費控除の明細書の添付が必要になります。

各医療保険者から発行された「医療費通知」やお手元にある領収書等を整理していただき、あらかじめ明細書を作成いただいた上で申告相談においでください（医療費控除の明細書の作成代行は行っていません）。

医療費控除の明細書の様式は、１月の広報しらたか等と一緒に配布します。

【問い合わせ】税務出納課町民税係　☎85-6132

【※１】

国民健康保険税等の「領収書」について

１年間（令和８年１月～12月）の社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）の領収書がない方については、支払金額がわかる「納付確認書」を申請により無料交付します。

■場所 ▶ 税務出納課
■持ち物 ▶本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）



【問い合わせ】税務出納課収納係
☎85-6106



白鷹町営スキー場のご利用について

OPEN
2026.12月25日(金)

CLOSE
2027.3月7日(日)

料金について

リフト券	料　金	
	大　人	子ども
1回券	150円	150円
4時間券	1,500円	1,000円
1日券	2,200円	1,500円
ナイター券	1,200円	800円

※子どもは小学生以下です。

《シーズン券》

料　金		
小学生以下	中学生	高校生以上
10,000円	13,000円	20,000円

・1回券、4時間券、1日券はナイター使用ができません。
・シーズン券はナイターも使用できます。
・リフトに乗車するすべての方よりリフト料金をいただきます。（幼児・お年寄りについても同様です）

スキー場の利用について

◆ゲレンデや駐車場では、事故防止のためパトロール員や係員の指示に従ってください。けがや事故のときは、パトロール員や係員に連絡してください。
◆スキー、スノーボードには必ず流れ止めをつけてください。
◆ポールを利用するときは、リフト管理人の指示に従ってください。
◆ナイタースキーを児童や生徒が利用するときは、保護者またはそれに代わる人が同伴してください。
◆ナイタースキーでは許可団体以外はポールやコース設定ができません。
◆ごみはお持ち帰りください。

【営 業 時 間】

▷9：00～16：30（土・日・祝日は17:00）
▷17：30～21：00（ナイター）
※期間および営業時間は積雪状況により変わることがあります。

リフトの利用券について

◆シーズン券
【販売期間】
・12月15日（火）～24日（木）…白鷹町教育委員会（生涯スポーツ係）
・12月25日（金）以降…スキー場リフト管理棟（営業可能な期間）または白鷹町教育委員会（降雪状況によって営業できない期間）
【持参いただくもの】
・シーズン券の料金、顔写真（縦2.5cm ×横2cm）
※顔写真がないとシーズン券を発行できません。必ず持参ください。
【受付時間】
・白鷹町教育委員会…8：30～17：00（平日のみ）
・スキー場リフト管理棟：スキー場営業時間内
◆学校の授業、スポーツ少年団の活動にシーズン券は使えません。
◆シーズン券は、他人に貸したり譲ったりできません。
◆団体割引を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けてください（詳しくはお問い合わせください）。
★毎月第3日曜日は、小学生までリフトが無料になります。リフト乗り場で「スキー子どもの日無料パス」を発行しますので、身に付けてご利用ください。

【問い合わせ】白鷹町教育委員会　☎85-6147